諮問番号：平成２８年度諮問第１０号

答申番号：平成２８年度答申第７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　　　大阪府○○○子ども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２８年６月１日に行った児童福祉法（平成２８年法律第６３号による改正前のものをいう。以下「児福法」という。）第３３条の規定による一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

（１）審査請求人

　　　ア　審査請求人は、同人の子（以下「本児」という。）を平成２８年５月１６日に出産し、同月２３日に退院したが、同月２４日に出血等のため、本児を出産した病院（以下「本件病院」という。）で受診した。その際、本児の体重を測った結果、９０ｇの減少があったため、体重が落ち着くまで本児を入院させることになった。

また、本件病院のケアワーカーから、審査請求人の体調が良くなるまで、一時的に処分庁に本児を預けるように勧められた。

そこで、処分庁に行ったところ、入所について充分な説明もなく書類を書いてしまったが、直ちに断っているにもかかわらず強制執行された。

　　　イ　当時の子育て生活環境と違い、これからの生活環境は明らかに一般家庭であり、子育てには良い環境と考える。

　　　ウ　現在、自身の体調も良くなり、子どもを育てる環境も整っている。

　　　　　○○市内にある審査請求人のパートナー（以下「内縁男性」という。）の実家で私たち親子と一緒に子育てをしていく。

（２）審査庁

　　　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

（１）審理員意見書の結論

　　　　本件審査請求は、棄却が妥当である。

（２）審理員意見書の理由

　　　ア　「充分な説明もなく書類を書いてしまったが、直ちに断っているに　もかかわらず強制執行された。」という審査請求人の主張については、審査請求人及び処分庁の両者の主張を否定することはできず、双方事実として認める。

　　　イ　「当時の子育て生活環境と違い、これからの生活環境は明らかに一般家庭であり、子育てには良い環境と考える。」という審査請求人の主張については、今後の主たる養育者は、審査請求人及び内縁男性が担うことになっているが、養育手技が不適切（未熟）であること、本児の父母の養育に対する家族の充分なサポートが期待できないことから、平成２８年６月１日、このまま病院から退院して家庭に引き取られた場合は本児の安全が守れないと判断し、本件処分を実施したものであり、児福法第３３条に基づく、子どもの安全確保の視点から必要な処分であると認められる。

**第４　調査審議の経過**

平成２８年１１月２１日　諮問の受付

　　　平成２８年１１月２８日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通

　　　　　　　　　　　　　　　知等（主張書面等の提出期限：１２月１２日、

　　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１２月１２日）

　　　平成２８年１２月１６日　第１回審議

　　　平成２９年１月１６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、処分庁は、○○市から、出産後に退院した翌日（平成２８年５月２４日）に体重減少により再入院した本児について、同日に相談を受理し、同月３０日、処分庁は、本児を入所させることについて審査請求人と同人の母から一度は同意を得たものの、翌日には撤回された。

処分庁は、○○市や本件病院への調査により、審査請求人の養育力不足が本児の体重減少を招いた要因であると考え、家庭で本児を養育するためには審査請求人に対する家族等のサポートが必要であるが、家族等による充分なサポートが得られる見通しもなく、このまま本件病院から退院して家庭に引き取られた場合に本児の安全が守れないとして、児童相談所運営指針（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」に該当すると判断し、一時保護の必要性を認めて、平成２８年６月１日、本件処分を実施した。

以上のとおり、本件処分は、児福法、児童相談所運営指針に基づき、本児が乳児であるため、何か起これば重大な結果が生ずる可能性が高いと思料されることや、その家庭の状況を総合的に勘案して行ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫